

<世帯や個人の皆さま>

	制度の名称	対象世帯・対象者	支援内容	問い合わせ先
猶予・減免	国民年金保険料臨時特例免除・猶予等	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことにより、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる世帯の方	申請し承認されると、国民年金保険料の納付が免除・猶予などになります。申請対象期間は「令和2年2月～6月分」です。7月分以降は再度7月以降に申請が必要です。 ※免除は、世帯の所得状況等によって、「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」の4種類があります。	国保年金課 ☎443-1139
	水道料金・下水道使用料の支払猶予 【中小・小規模事業者などの皆さまにも適用】	新型コロナウイルス感染症の影響により、支払いが困難な事情がある使用者の方	申し出により、水道料金・下水道使用料の支払いを猶予します。	ヴェオリア・ジェネッツ(株)八街営業所 ☎443-5595 水道課 ☎443-0677 下水道課 ☎443-1440
	高等教育修学支援新制度 (授業料等減免+給付型奨学金の支給)	住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生 (4人世帯の目安年収～380万円)	授業料・入学金の免除または減額+給付型奨学金の支給。申込案内を学校から受け取り、必要書類を学校に提出。奨学金はインターネットで申し込み。	日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301

<中小・小規模事業者などの皆さま>

	制度の名称	対象世帯・対象者	支援内容	問い合わせ先
給付	千葉県中小企業再建支援金	千葉県に「主たる事業所」を有する中小企業者であり、令和2年1月から7月までのうち、任意のひと月の売上が前年同月と比較して50%以上減少していること	1事業者あたり10～40万円を支給	千葉県中小企業再建支援金センター ☎0570-044894
	持続化給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年の同月と比べて50%以上減少している事業者	法人の場合は200万円を支給 個人事業者の場合は100万円を支給	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
助成	雇用調整助成金	経済上の理由により事業活動の縮小は余儀なくされ、労働者に対して一時的に休業、教育訓練等を行った事業主	労働者1人1日あたり8,330円が上限 助成率は、大企業3/4、中小企業9/10 (解雇等を行う場合は、大企業2/3、中小企業4/5)	ハローワーク千葉 ☎242-1181
	小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)	臨時休校等に伴い、子どもの世話をを行う必要が生じた労働者に有給休暇とは別に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主	令和2年2月27日～6月30日の間に、有給の休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(1日あたり8,330円が上限)	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
	小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)	臨時休校等に伴い、子どもの世話をを行う必要が生じたため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者	令和2年2月27日～6月30日の間に、就業できなかった日について、1日あたり4,100円(定額)	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
貸付	セーフティネット支援 (市町村認定枠4号)	3カ月以上継続して事業を行っており、新型コロナウイルスによる影響を受け、1カ月間の売上が前年同月比2割以上減少し、その後2カ月も同様の見込みである中小企業・小規模企業者	資金使途は、運転資金と設備資金で、8,000万円以内が融資限度額です。 融資の申込みは、市長の認定を受けた後、取扱金融機関で融資の申し込みを行います。	商工観光課 ☎443-1405
	セーフティネット支援 (市町村認定枠5号)	国が指定する業種の事業を行っており、最近3カ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少、または、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者	資金使途は、運転資金と設備資金で、8,000万円以内が融資限度額です。 融資の申込みは、市長の認定を受けた後、取扱金融機関で融資の申し込みを行います。	商工観光課 ☎443-1405
	セーフティネット支援 (危機関連保証枠)	新型コロナウイルス感染症の影響により、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としており、原則として、最近1カ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる中小企業事業者	資金使途は、運転資金と設備資金で、8,000万円以内が融資限度額です。 融資の申込みは、市長の認定を受けた後、取扱金融機関で融資の申し込みを行います。	商工観光課 ☎443-1405
	農林漁業セーフティネット資金	主業農林漁業者などであって、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している、または来すおそれのある方	農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金として、貸付限度額は1,200万円。	日本政策金融公庫千葉支店 ☎238-8501
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者(農業経営改善計画を作成して市長の認定を受けた個人・法人)	農業経営改善計画達成に必要な資金として、貸付限度額、個人3億円、法人10億円。	日本政策金融公庫千葉支店 ☎238-8501
	経営体育成強化資金	農業を営む個人、法人・団体であって、経営改善資金計画または経営改善計画を融資機関に提出された方	経営改善資金計画または経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金として、貸付限度額は、個人1億5千万円、法人・団体5億円以内。	日本政策金融公庫千葉支店 ☎238-8501
猶予・減免	厚生年金保険料等の猶予	新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり、一時に納付を行うことが困難な事業主(令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象)	1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。年金事務所へ申請書の提出が必要です。	幕張年金事務所 ☎212-8621
	国税の納付の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合	申請により、1年以内の期間に限り、徴収を猶予	国税局猶予相談センター(東京国税局) ☎0120-948-271

令和2年5月20日時点の支援情報です。新たな支援制度については、市ホームページや広報などでお知らせします。各種制度の詳細については、各担当課などにお問い合わせください。